

令和2年5月7日

新型コロナウイルス感染拡大防止対応について（5月7日以降）

ゴールデンウィークは終了しましたが、国の『緊急事態宣言』が5月31日まで延長されたことを受け、5月7日（木）以降につきましては、首都圏での緊急事態宣言終了までを目途に、引き続き4月26日以前の感染拡大防止対応（施設の一部利用休止を含む）を維持して参ります。

最新情報やご不明の点は、各マリーナへお問い合わせ願います。

ご不便な状態が続き申し訳ありませんが、皆様のご理解とご協力を引き続き宜しくお願い申し上げます。